

平成18年6月8日

小川町議会議長 様

小川町議会議員 柳田多恵子 印

小川町議会会議規則第60条により次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p>質問事項1 教育基本法「改正」について</p> <p>質問の要旨</p> <p>私たちの国はあの悲惨な戦争を経て再び戦争をしないという真剣な反省から「戦争放棄」と、政治や社会のあり方でも、国民一人ひとりが大切にされることを憲法に盛り込みました。そして、この憲法の理想の実現のために教育基本法がつけられました。</p> <p>教育基本法第3条には「ひとしく、その能力に応じて(=発達の必要に応じて)教育を受ける権利」があると書かれており、戦後の教育の理念を明確に示している重要な条文だと思います。</p> <p>また、第10条では、学校やその教育内容に介入してはならないこと、教育行政は教育条件を整備することに限定しています。</p> <p>このことは、戦前、国を挙げて教育内容に介入し、国への忠誠心を教育の中で進めていったということへの痛切な反省の下に生まれたと考えられます。</p> <p>戦後の混乱期に、何よりも優先して教育を大事にしようという精神のもとで生まれたこの教育基本法が、今、「改正」されようとしています。そこで伺います。</p> <p>なぜ今改正しなければならないのかご見解を伺います。</p> <p>教育基本法の精神はどこにあると思われれますか。</p> <p>埼玉県下4市2町、52の小学校6年生の社会科の通知票の評価に「国を愛する」などの評価項目が盛り込まれていたことが明らかになりました。小泉首相も小坂文科相も評価が難しいという「愛国心」の項目を一部の小学校とはいえ、なぜ設けていたのか、また、小川町ではなぜ設けていなかったのかご見解を伺います。</p> <p>教育の目標として20におよぶ徳目がはいつており、その達成を義務付けています。どのような方法で評価するとお考えですか。</p>	<p>教育長</p>

<p>改正案の第17条だけは「国及び(または)地方公共団体は」という記述ではなく「政府は」としています。16条、17条の条文を読むと行政による不当な支配を懸念しますが。いかがですか。</p> <p>改正案は義務教育期間を9年とするという条文を削除し、「別に法律で定める」としました。義務教育は充実するのでしょうか。</p> <p>改正案で日本の教育は良くなると思われませんか。</p>	
<p>質問事項2 介護保険料、利用料の助成(減免)制度について 質問の要旨</p> <p>介護保険制度が改正されました。保険料も値上げされ、小川町では基準額が3880円となりました。(県平均は、基準額が3581円です。)</p> <p>今回の保険料の大幅な値上げの主な原因は、高齢化が進みサービス利用が増加し、それに加えて、これまでは一般会計で行なってきた高齢者福祉、介護予防に関する事業を、地域支援事業として介護保険のなかに組み込んだことや国が負うべき責任が後退してきていることなどが上げられています。そこで伺います。</p> <p>高齢者保健福祉として平成17年度一般会計で行なっていた事業費の総額はいくらですか。またそのうち地域支援事業として再編成され介護保険特別会計に組み込まれた事業費はいくらですか。</p> <p>小川町では、3月31日をもって在宅サービス利用助成金制度、利用者負担助成金制度が廃止され、現在、利用料の独自の減免(助成制度)は行っていません。</p> <p>しかし、多くの自治体では低所得の方を中心に保険料・利用料を独自で減免(助成)する制度を設け、改正後もその制度を継続しています。</p> <p>今回、近隣自治体に電話をかけ調査しましたが、利用料助成(減免)制度は継続していました。</p> <p>参考として近隣自治体の保険料、利用料の助成(減免)状況を添付します。</p>	<p>町長 担当課長</p>

行政区名	保険料(円)(基準額)			前年度比較	独自助成制度	
	00年導入	03年改定	06年改定	上げ率(%)	保険料	利用料
小川町	2,788	2,850	3,880	36		
寄居町	2,667	2,667	3,400	27		
毛呂山町	2,458	2,458	3,333	36		
嵐山町	2,733	2,733	4,085	49		
滑川町	2,769	2,770	3,360	21		
鳩山町	2,733	2,910	3,500	20		

老齢者控除が廃止され、非課税限度額が大幅に切り下げられました。今まで年金245万円まで非課税だったものが、154万円以下となりました。154万といえば、月13万円の年金です。住民税が課税され、国保税が課税され、激変緩和措置があるとはいえ、介護保険料が、1.5から2倍近く上がります。

仮に介護保険の在宅サービスを利用されていたとすると、今まで自己負担分の30%の助成があったものが、ゼロになるわけです。

国民年金が満額支給の方でも年間79万4500円です。もっと低所得の方については推して知るべし、保険料、利用料の負担が重くのしかかっていると思います。6月は町民税の納付月であり、新しい介護保険料も通知されます。

住民の方たちはどのように受け止めていらっしゃるのか把握されていますか。

介護保険の利用抑制が起きるとは思われませんか。またそのことは、介護の重度化につながるとは思われませんか。

財政が、きびしい中で利用料助成制度を継続している自治体が多いようです。埼玉県内で利用料の助成を継続している自治体数は。また、保険料を助成している自治体数は。小川町ではなぜできないのですか。

保険料についても助成している自治体があります。せめて生活保護世帯と同等、あるいはそれより低い年金収入の世帯には保険料の減免などは考えられませんか。

受益者負担で高齢者のくらしは守れますか。

<p>質問事項 3 学童保育の充実について</p>	
<p>質問の要旨</p>	
<p>3月議会に引き続き質問させていただきます。 3月議会では、70名、80名といったすし詰め状態である風の子、杉の子学童保育の実情をお話しました。 先日、小川町学童保育連絡協議会から定期総会議案書をいただき拝見しましたが、実情はもっと深刻です。 風の子は定員40名のところを74人、1年生は27人、入所希望者は、90名を越えています。待機の新入学児童も5名おります。 杉の子は定員40人のところを70人。1年生が25人、障害を持つ児童が2人。 たけの子クラブも今年1年生が15人入所し63人となりました。このような状態で子どもたちに安全で安心な放課後が保障できるでしょうか。 問題がもうひとつあります。新入生を受け入れるため、今まで通っていた子どもたちに自主的にあるいは退所勧告でやめてもらったことです。(両施設とも退所者が20名を超えています)学童保育を必要としている子どもたちに保育が提供できなくなりました。 児童福祉法第21条11に「市町村は・・・当該児童の放課後児童健全育成の利用の促進に努めなければならない」とあります。行政の責任が問われます。 両学童父母会では、昨年度も町長や女性児童課、次世代育成支援対策推進協議会宛へ施設の増設、あるいは新設、学校施設の空き教室の有効活用などについて陳情、請願などが出されています。また、定期総会議案書には、子どもたちを預けている保護者の方たちの思いが切々とつづられています。そこでしょうか。 先の議会では、町長は、学童を視察したことがないということでしたが、実情をご覧になり、どのようなご感想を持たれたでしょうか。 可能な限り早く対応したいとのことでしたが、可能な限りとは、具体的にどのくらいの期間をさすのでしょうか。 小川町では、現在、公設民営で学童保育が行なわれています。増設をするのか、新設をするのか、用地の確保や建設費用など具体的な試算はされているのでしょうか。</p>	<p>町長 教育長 担当課長</p>

公立学校は、国の補助金を受けて建設されているため学校施設を目的外に利用する場合、文部大臣の承認や納付金の返還が必要とされてきました。

平成3年、平成7年の改正により社会教育施設，社会体育施設，文化施設，学童保育施設，社旗福祉施設、保育所などに余裕教室を活用することができるようになり、平成9年11月、余裕教室の一層の活用を図るため、財産処分手続を全面改正して手続の簡素化(承認から報告へ)をはかり、10年を経過した学校施設の公共用又は公用施設への無償による転用は、納付金が不要であることを明文化し、地域の実情等に応じて余裕教室を学校以外の施設へ転用することを促進することとしました。

国の余裕教室活用促進の予算措置は終了しましたが、埼玉県では独自に、埼玉県放課後児童クラブ運営基準を策定し、学童保育の充実をはかるとともに、余裕教室の積極的活用を市町村に働きかけていく、そのための予算化も検討していくとしています。

一時的余裕教室はあっても余裕教室はないというご見解でした。現在もその認識は変わっていないのでしょうか。

現在、学童保育に通う子どもたちは、全小学校区で288名です。施設の充実が図られれば入所希望者も増えることと思います。学童保育の充実は、一部の親や子どもの問題ではなく町をあげて早急に解決を図っていくべきだと思いますが、ご見解を伺います。

